

令和元年度

行政視察報告書

大船渡市議会 議会運営委員会

議会運営委員会行政視察概要

1 視察年月日 令和元年10月24日(木)～25日(金)

2 視察先及び視察項目

I 神奈川県相模原市議会(10月24日)

- 議会改革における情報共有等の取組について
 - ・ 議会の広報戦略
 - ・ 議案賛否の公開
 - ・ 議員の政策法務の充実
- 通年議会について

II 埼玉県飯能市議会(10月25日)

- タブレット端末の導入について

3 視察参加者 議員5名、事務局随員1名 計6名

委員長	淵上	清
副委員長	滝田	松男
委員	今野	善信
委員	船砥	英久
委員	森	亨
随員	山下	浩幸

◎ 目次

I 神奈川県相模原市議会

1 相模原市の概要	2
2 市議会の構成等	2
3 議会改革における情報共有等の取組について	3
4 通年議会について	4

II 埼玉県飯能市議会

1 飯能市の概要	10
2 市議会の構成等	10
3 タブレット端末の導入について	11

I 神奈川県相模原市議会

1 相模原市の概要

市制施行	昭和 29 年
人口	722,885 人 (令和元年 11 月 1 日現在)
世帯数	327,239 世帯
面積	328.91 km ²
産業別人口比率	第 1 次 0.6% 第 2 次 22.8% 第 3 次 70.1%
財政	平成 31 年度一般会計予算 302,400,000 千円 (歳入内訳：市税 43.2%、地方交付税 4.6%、国庫支出金 19.9%、 市債 9.6%、その他 22.7%) 特別会計予算 (10 会計) 493,553,500 千円

相模原市は、平成 15 年に中核市へ移行し、平成 18、19 年の 4 町との合併により清流を育む広大な森林などの恵まれた自然環境を有する都市となり、平成 22 年には指定都市にもなる。

今後は、リニア中央新幹線の駅が設置されるとともに、2020 年東京オリンピック競技大会における自転車ロードレース競技の開催地にもなる。

2 市議会の構成等

- (1) 議員定数 (現員数) 46 人 (46 人)
- (2) 議会費 (構成比) 平成 31 年度一般会計予算 997,731 千円 (0.3%)
- (3) 政務活動費 一人当たり年額 120 万円
- (4) 委員会構成 (定数)
 - ・ 常任委員会 総務委員会 (10 人)、民生委員会 (9 人)
環境経済委員会 (9 人)、建設委員会 (9 人)
市民文教委員会 (9 人)
 - ・ 議会運営委員会 (11 人)
 - ・ 特別委員会 基地対策特別委員会 (9 人)、大都市制度に関する特別委員会 (8 人)、防災特別委員会 (9 人)、新たなまちづくりに関する特別委員会 (9 人)、少子高齢化・人口減少社会に関する特別委員会 (9 人)
- (5) 議会事務局職員数 23 人 (ほか再任用職員 3 人)

3 議会改革における情報共有等の取組について

□ 説明 相模原市議会 議会局

議会改革度調査 2018 ランキング（早稲田マニフェスト研究所主催）にて、全体で第 81 位、政令指定都市間で第 3 位、情報共有部門の個別順位でも第 4 位と上位にあり、その取組は近年顕著である。

○ 議会の広報戦略

1 広報の使命

議会の基本的事項を定める「議会基本条例」の第 7 条第 3 項「市議会は、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たすものとします。」に基づき、事務局のマニュアルとして、「相模原市議会広報マニュアル～広報戦略～」を平成 31 年 3 月に作成した。

2 これまでの実績

- ① 市議会だより（D4 タブロイド判）の全面フルカラー化やリニューアル
- ② 市議会ホームページ独立とフェイスブック開設
- ③ 大学連携による市議会紹介漫画制作
- ④ 大学連携による市議会紹介ポスター制作
- ⑤ 議会キッズページ開設
- ⑥ 議会だよりの「マイ広報紙」による配信
- ⑦ 潤水都市さがみはらフェスタへの議会ブースの出展

3 広報展開における 2 つの柱

(1) 「市民が知りたいこと」が「伝わる」広報

- ① 「知りたい」に応える「伝わる」ホームページ・フェイスブックの実現
- ② 「スピード感」のある情報発信

(2) 「市議会として知らせたいこと」が「伝わる」広報

- ① 広報の使命感等の明確化
- ② 広報ツールの運用管理体制の確立
- ③ 「クオリティ」の向上
- ④ 市民参加による、常に市民とともにあることの表明

○ 議案賛否の公開

(1) 議会だより

主な議案の審議結果として、賛否が分かれた議案や質疑が多く話題性の高い議案について、会派ごとの賛否の結果を掲載（平成 30 年 8 月 1 日発行から）

(2) 議会ホームページ

全ての議案（人事案件含む）について、会派ごとの賛否の結果を掲載

○ 議員の政策法務の充実

1 政策調査班の設置

(1) 政策検討会議の運営

- ・議員の政策立案、条例策定能力の向上を図る
- ・議員間の討議の深化を図る
- ・市政の課題の解決に向けた政策の検討を行うとともに、必要に応じて政策立案、条例素案の作成を行う

(2) 意見書案の作成

- ・陳情、請願に関する関連内容調査
- ・意見書案の作成

(3) 議員や会派の調査活動支援

- ・質疑づくりのための事前調査

4 通年議会について

平成 25 年度末から、一会期制を導入し、会議の通年化を図っている。

1 実施概要

議会機能の強化・議会の活性化・市民意見の公聴機能の向上・緊急時における議会対応・専決事項への対応・機動性のある常任委員会の開催を図るため、一会期制を行っている。

(1) 実施方法

従来の 3 月、6 月、9 月、12 月定例会の日程・議事の流れを踏襲しつつ、年間を通じて会議を開くことができている。

(2) 具体的実施方法

定例会の回数は、毎年 1 回とする。ただし、議員の任期満了及び議会の解散による一般選挙が行われる年は、この限りではない。

会期は、毎年 1 月中の招集された日から同年 12 月の末日までの間で定める。

(3) 会議の種類と名称

- ① 開会会議 市長の定例会の招集により開く会議で会期の決定を行う。
- ② ○○月定例会議 2 月、5 月、8 月、11 月に定例的に開く会議。それぞれを 3 月、6 月、9 月、12 月定例会議とする。
- ③ 第○回臨時会議 前項に関らず、臨時に開かれる会議

(4) 定例会議の開催

議長により定例的に再開される。議会の再開公告は、本会議第 1 日の 7 日前までに

行われる。再開広告日の翌日に開催される議会運営委員会において、当該定例会議の予定案を協議・確認する。また、次の定例会議予定日を伝え、あわせて会議日程についても内定する。

(5) 臨時会議の開催

議長は、必要があると認めるときは、会議を再開することができる。臨時会議の開催の請求については、次のとおり。

- ① 議員の定数の4分の1以上の者は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して会議の再開を請求することができる。
- ② 市長は、議長に対し、会議に付すべき事件を示して会議の再開を請求することができる。
- ③ 前2項の規定による請求があったときは、議長は当該請求のあった日から20日以内（休日を含む）に会議を開かなければならない。
- ④ 臨時会議開催前6日以内に開催される議会運営委員会において、臨時会議の予定案を協議・確認する。

(6) 会議録の作成

今までと同様に、定例会議の採決日を区切りとして、年に4回調整し、作成する。

2 議会運営上の取扱い

(1) 一事不再議の取扱い（会議規則の改正）

今までの「会期」と同様に「会議」を異なる審議期間とし、同一会議中は議会で議決された事件は提出できないこととする。

(2) 請願・陳情の取扱い（議事運営に関する主な慣例の改正）

今までと同様に、定例会議第1日前日までに受理したものは、定例会議2日目または3日目に上程して委員会に付託し、定例会議第1日以降に受理したものは、定例会議最終日の本会議に上程し、次の定例会議へ付託する。

(3) 委任専決事項の指定について（改正は行わず現行どおりとした。）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項は市長において専決処分することができる。

- ① 工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約（契約変更額が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年相模原市条例第22号）第2条に定める額未満のものに限る。）を締結すること。
- ② 法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る額が1,000,000円以下（交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内）のもの
- ③ 目的物の価額が1,000,000円以下の事件について、訴えの提起、和解及び調

停を行うこと。

④ 住居表示又は土地区画整理事業の実施に伴い、公の施設及び機関の位置の表示の変更に係る条例の改正を行うこと。

⑤ 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと。

(4) 発言の取消し又は訂正（会議規則の改正）

同一会議中に限り、議会の許可を得て発言を取消しまたは議長の許可を得て、発言の訂正をすることができることとする。

(5) 議案の送付（議事運営に関する主な慣例の改正）

市長から提出される議案は、今までと同様に原則として定例会議開催 6 日前及び臨時会議開催前 6 日以内に議員に送付する。

(6) 委員の選任、辞任の取扱い（委員会条例の改正）

今までの「閉会中」と同様に「休会中」も常任委員及び議会運営委員の任期満了に伴う選任を除き、議長が指名により常任委員、議会運営委員、特別委員の選任及び常任委員会の所属の変更ができることとする。また、議会運営委員及び特別委員が「休会中」に辞任しようとするときも、議長の許可で辞任できることとする。

3 一会期制を導入した成果と課題

【成果】

・会期中は議長の権限で本会議を再開でき、機動性のある議会運営が可能となる。

通常、改正条例の提出については、国の改正法の公布後に行うが、年度末の法改正については、臨時会議の開催日までいとまがなく、議員が十分な審議を行うための時間を確保できないことから、改正法の可決・成立をもって議案の提出ができるものとした。

・地方自治法第 179 条に基づく専決処分の承認がなくなった。

今まで、暇がないということで市長専決が行われていた議案に対して、議会で審議し議決することにより、議会機能の強化、活性化に繋がった。

・閉会中ではなく、休会中なので、いつでも常任委員会が開催できる。

喫緊の行政課題に対しての所管事務等の調査を議決し、委員会を開催し調査をすることができるようになった。

【課題】

・行政視察や政務調査活動等に専念できる期間の確保が必要である。

・一会期制の検証が必要である。

・年度末の条例改正への対応が必要である。

- ・臨時会議の出席理事者については、つど議運において確認することとしている。

〔主な質疑の内容〕

Q. 議会だよりの作成主体は。

A. 実務は議会局の職員による広報班で作成。議員は広報会議という場で入り、骨子を確認している。

Q. 議会だよりの配布は新聞折込とのことだが、それ以外の方法について。

A. 駅での配架のほか、高齢者が多く利用する施設に配架することも検討。駅は配架してもすぐなくなるので、職員が朝夕見て補充している状況である。

Q. 議員による議会だよりの配布について。

A. 昨年8月1日号からリニューアルしたが、大きい駅が3つあるので、議員が別れて、駅頭配布を初めて行った。

Q. 議会だよりの市民参加の取組について

A. 昨年、議員と協力して、市内の高校生を呼び、懇談する場を設けた。今年の12月も同様にこれからの相模原市を担う若い方々と懇談する機会を設ける。広報担当の議員とともに、それらの声を反映させる取組を続けていきたい。

また、さがみはらフェスタの議会ブースを通して、子どもたちと議会をテーマに、議員のアイデアだが、選挙カーを模したパネルや議会バックパネルを用意し、写真撮影する試みを行った。

Q. オールカラー化による印刷単価の値上がりは。

A. 1ページ当りの単価は上がったが、新聞折込部数の減少などにより、予算自体は増やしていない。今の時代は2色刷りも、4色刷りの機械で刷るので、あまり変わらないと聞いている。

Q. リニューアルにより、年配の方からは紙面の文字数が少ないとの指摘があったと聞いたが、詳細はホームページに誘導するということか。

A. そうである。リニューアル前の議会だよりは、中身と写真が直接リンクしておらず、今回のリニューアルからは、一面の写真を見れば、そのまま中身に繋がるようにしている。開いてもらうことに趣をおいている。

例えば、決算が重要であれば、一面も決算にして、目に飛び込むような写真にしている。一面との連鎖を重視している。

Q. 議会だよりの紙の大きさについて。

A. 安いというのが、一番のメリット。A4判にしたいという声もあったが、ページ数が増えると、新聞折込ではページ数に応じて、手数料が上がるため難しい。

Q. 議会広報の漫画による効果について

A. 市議会による漫画での広報はあまり例がない。公共施設管理計画については近隣自治体でもあったことから、若い世代に対する広報媒体としては良いということが、

きっかけであった。

漫画を発表したときには、ホームページのアクセス数の増加など、好意的な評価をいただいた。

Q. 賛否の公開は、個人ごとに掲載するのが通常と考えるが、会派ごとに載せることについて。

A. 会派は意見を同じくするグループであるので、会派ごとに載せることで十分という意見があったと聞いている。ただ、会派によっては、個人意見が違うこともあるのだが、概ね会派ごとでまとまっている。

また、議員 46 人全員の賛否を掲載するには多大なスペースをとる。審議結果も主なものに限っている。字がたくさんだと読んでもらえないという指摘もあり、現在の形になったと聞いている。

Q. フェイスブックの記事掲載が早いことについて。

A. 即時性が大事なので、定例的な記事は予め決裁を得ておき、写真は随行職員が載せている。

Q. フェイスブックを利用している議員数は。

A. 半数は利用している。タグ付けして、その議員にもリンクが繋がるようにしている。議員の繋がりや、その地元の方も見ているようである。

Q. 調査活動支援の依頼数は。

A. 日頃からフォローアップしているので、昨年度は 277 件の調査依頼があった。

Q. 調査依頼の内容で多いのは。

A. 時機による。現在は災害関係の照会が多い。

Q. 議員個人や会派からの調査内容の回答の取扱いについて。

A. 調査した内容は議会の共有物であり、調査も議長名で行っているので、3 ヶ月後には議員全員に公開し共有している。(早く公開すると、他の議員と一般質問が重複する場合もあり配慮)

Q. 一会期制の課題として、行政視察や政務調査活動等に専念できる期間の確保が必要とあるが、その影響について。

A. 実際運用してみると、一会期制でも、定例会 4 回方式とあまり変わらない。

Q. 税制改正に係る法案の年度末の条例改正について、専決処分がないとタイムラグが生じることはないのか。

A. 提案する当局では国会の審議経過を注視し、条例作成作業に当たっている。

基本的に 4 月 1 日施行であれば、少なくとも 3 月 31 日までには臨時会議を開催し対応する。仮に 3 月 31 日が土・日曜日であっても、現状は開催するようである。

Q. 一会期制により、陳情等は増えたか。

A. 通年にしたからということではなく、陳情等の件数自体は、増加傾向にある。

ただ、陳情等は定例会議でしか取り扱わないので、以前のスタイルと変わらない。

議会フォロワー日本一を
目指した
議会フェイスブックの
広報名刺（両面）



JAXA をご縁に
銀河連邦の絆が
深まる（庁内にて）



丁寧な歓迎を受けた
議長室にて

II 埼玉県飯能市議会

1 飯能市の概要

市制施行	昭和 29 年
人口	79,659 人 (令和元年 11 月 1 日現在)
世帯数	35,269 世帯
面積	193.05 km ²
産業別人口比率	第 1 次 1.2% 第 2 次 26.3% 第 3 次 68.5%
財政	平成 31 年度一般会計予算 29,050,000 千円 (歳入内訳: 市税 42.1%、地方交付税 11.3%、国庫支出金 13.5%、 市債 7.3%、その他 25.8%) 特別会計予算 (8 会計) 18,116,299 千円

飯能市は埼玉県の南西部に位置し、東は狭山市と入間市、南は東京都青梅市と奥多磨町、西は秩父市と横瀬町、北はときがわ町、越生町、毛呂山町、日高市に接する。

平成 17 年には旧名栗村と合併、県内 3 番目という広大な面積を持つ市となる。平成 17 年に「森林文化都市」を宣言し、自然と都市機能が調和した、暮らしやすい都市を目指したまちづくりに取り組み、平成 31 年には「平和都市」を宣言している。

2 市議会の構成等

- (1) 議員定数 (現員数) 19 人 (19 人)
- (2) 議会費 (構成比) 平成 31 年度一般会計予算 242,356 千円 (0.8%)
- (3) 政務活動費 一人当たり年額 18 万円
- (4) 委員会構成 (定数)
 - ・ 常任委員会
 - 総務委員会 (7 人)
 - 厚生文教委員会 (6 人)
 - 経済建設委員会 (6 人)
 - ・ 議会運営委員会 (7 人)
 - ・ その他委員会等
 - 広報委員会 (6 人)
 - 政務活動費審査会 (7 人)
 - 飯能市議会 IT 会議 (6 人)
- (5) 議会事務局職員数 6 人

3 タブレット端末の導入について

□ 説明 飯能市議会 議会事務局

飯能市では、平成 23 年度当初、執行部側で行政経営会議等の幹部会議において、ノートパソコンを使ったペーパーレス会議を推進したことを機に、議会側でも並行して検討を始めた。

なお、視察当日までに、全国 306 議会が飯能市議会のタブレット端末の導入の取組について、視察に訪れる先進地である。

○ ICT 化のキッカケは東日本大震災

平成 22 年 6 月 議会改革検討会設置

平成 23 年 3 月 東日本大震災発生（計画停電を機に、電気代や紙の削減を検討）

平成 24 年 7 月 議会基本条例施行・議会改革推進会議設置

平成 25 年 5 月 改選 議員定数 21 人から 19 人

平成 26 年 3 月 議会改革特別委員会設置（～平成 29 年 3 月まで）

議会改革検討会 ⇒ 代表者会議 ⇒ 議会運営委員会

* 議会改革検討会は全議員参加対象。（参加しなかった場合は文句なし）

○ 議会の検討内容（タブレットの活用）

1 情報通信技術（ICT）活用による議会改革の推進

(1) 全員協議会ペーパーレス化（LAN）

(2) 議会内の情報伝達（メール）

議員⇄事務局（各種文書送信）

(3) 危機管理上の緊急連絡（メール）

災害時の緊急通信

(4) 政務調査活動（インターネット）

先進事例調査など

(5) 各種資料の閲覧（LAN）

各種計画等、既存電子データ利用

○ タブレットの導入・維持費用

(1) 第 1 世代（平成 24 年度） 導入費用：約 346 万円

①初期費用 約 205 万円

ネットワーク構築、備品・消耗品費用

②維持費用 約 141 万円

(内訳) 通信費 約 132 万円 (24 台)、セキュリティソフト 約 9 万円

* ネットワーク保守委託 約 11 万円 (平成 25 年度～)

- (2) 第 2 世代 (平成 28 年度) 導入費用 : 約 270 万円
 - ① 初期費用 約 17 万円 タブレット端末等設定費用
 - ② 維持費用 約 253 万円
 - 通信費・クラウド使用料等 約 233 万円
 - セキュリティ・ネットワーク保守委託 約 20 万円

○ タブレットの費用負担

- (1) 第 1 世代 (平成 24～27 年度)
 - ・ 1 台当たり通信費 : 年額 約 58,800 円 (月額 約 4,900 円)
費用負担 (約 58,800 円の内訳)
 - 公 費 4/6 約 39,200 円
 - 政務活動費 1/6 約 9,800 円
 - 自己負担 1/6 約 9,800 円
- (2) 第 2 世代 (平成 28 年度～)
 - ・ 1 台当たり通信費 : 年額 約 45,600 円 (月額 約 3,800 円)
費用負担 (約 45,600 円の内訳)
 - 公 費 5/6 約 38,000 円
 - 自己負担 1/6 約 7,600 円
- (3) 端末機器費用 : 実質負担額 0 円 (通信費に反映のため)

○ タブレットの導入効果

- (1) 費用削減効果額 年間 約 210 万円
 - ① 全員協議会資料削減額 約 24 万円
 - ② 本会議 会議録冊子廃止 : 印刷製本費 約 186 万円
- (2) 紙使用量削減枚数 年間 約 10 万枚
 - ① 全員協議会資料 約 24,000 枚削減
 - ② 本会議 会議録冊子分 74,400 枚削減
- (3) 上記以外の導入効果
 - ① 環境負荷低減
 - ② 経費節減、事務改善
 - ③ 情報伝達の迅速化
 - ④ 政務調査活動の充実
 - ⑤ 危機管理対応の向上

○ タブレットの導入後の運用状況

- (1) 全員協議会等の各種議会会議のペーパーレス化
- (2) 本会議の一般質問時での効果的な活用
- (3) 議会内の情報伝達
議員 ⇄ 事務局 各種文書メール送信
カレンダー機能によりスケジュールの共有
- (4) 災害時の活用
- (5) 議案書・予算書等の閲覧
- (6) 会議中の情報収集
- (7) 各種書類の整理・保存

○ タブレット利用状況

本会議の一般質問、代表者会議、災害時の報告（写真）でも利用

○ 飯能市議会での使用端末等

- ・クラウド本棚：Side Books（東京インタープレイ株式会社）
- ・機種：iPad Air2（Apple）
- ・通信（キャリア）：ドコモ
（選定基準は、議員が所在する地域を網羅（通信エリアが広い）するため、採用）

○ タブレット端末等の仕組み

- ・30G データ共有により、通信費のコストを抑制
（庁内や議場内は、WiFi 設備を整えることでデータ量を抑制）

○ タブレット端末利用のルール化

- (1) 飯能市議会情報端末機器使用基準の作成
使用制限、禁止・遵守事項、セキュリティ対策、飯能市議会 IT 会議設置等の
必要な事項を規定
- (2) 飯能市議会情報端末機使用範囲等の作成
使用対象会議、ペーパーレス化対象会議等を規定
- (3) 飯能市議会 IT 会議基準の作成
端末機紛失・情報漏えい等重大な問題、アプリケーションソフト、有効活用、
問題の改善協議等を規定

○ 現在検討している内容

- ・タブレットでの議決システム（賛成・反対・白票）やビジネスチャット

○ ICT化は議会改革

〔ICTは手段〕

- ① 議会の効率化・迅速化
- ② 議会の見える化・魅せる化
- ③ 危機管理体制の強化
- ④ 議会の活性化・議員の資質向上

〔主な質疑の内容〕

- Q.** クラウド本棚には、市の条例等も入っているのか。
- A.** 市の条例は、インターネットを通じて、市 HP から確認できる。他市の条例の閲覧も同様で、パソコンを持ち込んでいるのと同じ状況である。
- Q.** 一般質問の際の画面表示用のデータは、議員個人で用意するものか。
- A.** そのとおりである。議員個人がタブレット等で撮影した写真を議会事務局に提出し、掲載している。
- Q.** 平成 27 年度までは、通信費の費用負担が、公費 4/6、政務活動費 1/6、個人負担 1/6 だが、現在は政務活動費を利用していないのか。
- A.** 利用していない。政務活動費も元々は公費なので、平成 28 年度から公費に一元化した。個人利用も 1/6 あると見込み、個人負担 1/6 としている。
- Q.** タブレット導入にあたり、政務活動費を増額したか。
- A.** していない。
- Q.** 議場の持ち込みは、スマートフォン（スマホ）も許可をしているのか。
- A.** 許可している。タブレットは音を出さないように申し合わせているが、スマホに関しては自己責任としている。
- Q.** タブレット導入にあたり、議会で利用範囲を決めた際の進め方は。
- A.** 全員協議会を開催して、議会の会議の際はできるだけペーパーレス化することが話し合われた。予決算審査の際は、前年との比較をしたいので、紙資料を残したいと話があり、一部残した。年長の議員も、皆で決めたことだから、やるしかないと話していた。
- Q.** 議場内で傍聴者が見るモニターの内容は。
- A.** 一般質問だけが、議場モニターで同じものを見ている。
- Q.** 当局が先行して導入したようだが、議場内でも先行して持ち込みしたのか。
- A.** 当初は、執行部の会議に限って使用したので、持ち込みはしていない。
- Q.** 現在のタブレット端末の画面サイズについて。
- A.** 9.7 インチ（B5 サイズ相当）である。令和 3 年度にタブレット端末の切替を予定

しているが、議会で愛知県安城市を視察した際、12.9インチ（A4サイズ相当）のタブレットを見る機会があり、画面を2分割にして見ることも可能であったので、その際は大きなサイズで検討する。

Q. タブレットを導入してからの議員や市民の反応は。

A. 実際は、議員が大変になったと考える。情報も常に入るとし、一日一回はタブレットを閲覧するよう申し合わせている。市から常に情報を発信しているので、それを見ないのは議員の責任となり、非常に仕事が増えていると考える。

また、議員から市民へのタブレットの見せ方で、情報を市民に伝達することにより、資料を持ってきていないから、わからないとはいえなくなる。

よって、市民から、批判的な声は聞かないし、逆に情報を享受し、恩恵を受けていると考える。



議場内に WiFi 環境を整え、傍聴者にも見えるよう大型モニターを配置（実際は右側の壁掛け絵付近に配置）

議場内で、タブレット端末を1台ずつ貸与され説明を受ける（紙の節減効果あり）



以上、令和元年10月24～25日に実施しました、議会運営委員会行政視察の報告書といたします。

令和元年12月

大船渡市議会議長 熊谷昭浩 様

議会運営委員長 渕上 清